



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*72 和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則 (行政改革課) 1

○ 公安委員会規則

*9 傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則 1

○ 告示

1313 情報セキュリティ強化対策業務 (第二次構築及び運用保守) 委託に係る一般競争入札に
参加する者に必要な資格等 (情報政策課) 2

1314 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課) 4

1315 農用地利用配分計画の認可 (経営支援課) 5

1316 保安林の指定の解除 (森林整備課) 5

1317 保安林の指定施策要件変更に係る通知の相手方の所在の不明 (") 5

1318 一般競争入札による落札者の決定 (河川課) 5

1319 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) 6

1320 " (") 7

1321 " (") 8

1322 " (") 9

○ 公告

入札公告 (情報政策課) 10

規 則

和歌山県規則第72号

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年11月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則

和歌山県行政組織規則 (昭和63年和歌山県規則第19号) の一部を次のように改正する。

第17条文化学術課の項第12号を同項第13号とし、同項第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同項第8号の次に次の1号を加える。

(9) 南葵音楽文庫に係る施策の総合調整に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第9号

傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年11月22日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年和歌山県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

本則中「第4条」を「第4条第1項」に改め、本則第1号中「刑事部」の次に「、交通部」を加える。

附 則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1313号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、情報セキュリティ強化対策業務（第二次構築及び運用保守）委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法を次のように定める。

平成28年11月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

情報セキュリティ強化対策業務（第二次構築及び運用保守）委託

(2) 契約期間

契約締結日から平成33年9月30日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 過去5か年の間に、本業務と種類及び規模を同じくする契約（民間企業等を契約の相手方とするものを含む。）を締結し、かつ、これらを誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(3) 全省庁統一資格において、平成28年度に「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」のいずれかにおいてAの等級に格付けされている者のうち、「物品の製造」及び「物品の販売」にあつては一般・産業用機器類、電気・通信用機器類、電子計算機類又は精密機械類のいずれかを有する者であり、「役務の提供等」にあつては情報処理若しくはソフトウェア開発のいずれかを有する者又はこれと同等の者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者がこの要件を満たす者であること。

(4) 次のアからウまでのいずれかに該当する主任技術者が2名以上所属する者であること。

コンソーシアムにあつては、上記の技術者が、構成員のいずれかに属する者であること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門（情報通信を選択科目として受験した者に限る。）の技術士の登録を受けた者

イ 経済産業大臣から次のいずれかの情報処理試験の合格認定を受けている者

(ア) システム監査技術者

- (イ) プロジェクトマネージャ
- (ウ) ネットワークスペシャリスト
- (エ) データベーススペシャリスト
- (オ) テクニカルエンジニア(ネットワーク、データベース、システム管理又は情報セキュリティ)
- (カ) ITサービスマネージャ
- (キ) システム運用管理エンジニア
- (ク) 情報セキュリティスペシャリスト

ウ 一般財団法人日本規格協会マネジメントシステム審査員評価登録センター(JRCA)が行う情報セキュリティマネジメントシステム(以下「ISMS」という。)審査員登録において、主任審査員又はエキスパート審査員の登録を受け、これを維持している者

- (5) ISMS(JIS Q 27001:2014(ISO/IEC 27001:2013))認証を取得している者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

- (6) 3の(1)のツに掲げる資格審査調書について、和歌山県が示す仕様書に基づき適正に業務を遂行できると認められるものを提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあつては、イからサまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあつては、登記事項証明書

キ 個人にあつては、住民票

ク 印鑑証明書

ケ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した県税(延滞金等を含む。)の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

コ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

サ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類(法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し)

シ 誓約書

ス 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

セ 2の(2)に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し

ソ 2の(3)に掲げる資格等を有することを証明する書類の写し

タ 2の(4)に掲げる主任技術者の該当する資格等を証明する書類の写し

チ 2の(5)に掲げる認証を取得していることを証明する書類の写し

ツ 和歌山県が示す仕様書に対する資格審査調書

テ コンソーシアムにあつては、コンソーシアム協定書の写し

- (2) (1)に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限る。

- (3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「(大分類)6情報処理(小分類)2システム開発・改良・運用・保守」又は「(大分類)6情報処理(小分類)3ハードウェア保守」のいずれかに記載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもつ

て、(1)のイからサまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1)のアからオまで、シ、ス及びツに掲げる申請書類については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成28年11月22日（火）から同年12月2日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(5) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成28年11月28日（月）午前9時から同月30日（水）午後5時までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成28年12月1日（木）から同月7日（水）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、入札参加資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送にあつては平成28年12月7日（水）午後5時までに5に掲げる場所に必着しなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2401

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成28年12月16日（金）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあつては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成28年12月22日（木）午後5時までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日以内（県の休日を除く。）に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1314号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成29年1月10日まで縦覧に供する。

平成28年11月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成28年11月9日

2 名称

特定非営利活動法人湯浅マリンの会

3 代表者の氏名

藪野潔

4 主たる事務所の所在地

和歌山県有田郡湯浅町湯浅2985番地

5 定款に記載された目的

この法人は、湯浅町民や湯浅を訪れる人々に対して、自然と触れ合う機会を通じて、自然の恵みを実感し、自然環境への恩返しを考える機会を設け、地域振興や環境保全、まちづくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1315号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成28年11月11日に認可した。

平成28年11月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第72号	東牟婁郡串本町中湊字右東谷57-25
平成28年度第73号	海草郡紀美野町西野字寺岡708

和歌山県告示第1316号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成28年11月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 解除に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町大字上初湯川字鉢679の4
- 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第1317号

平成28年和歌山県告示第1249号（以下「告示第1249号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲^か示するとともに、その要旨を告示する。

平成28年11月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 所在が不明である通知の相手方
大谷龍二
森口勝之進
- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第1249号のとおり

和歌山県告示第1318号

和歌山県気象情報システム（仮称）改良業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成28年11月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達役務の名称及び数量
和歌山県気象情報システム（仮称）改良業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成28年11月2日
- 4 落札者の氏名及び住所
一般財団法人日本気象協会関西支社
大阪府大阪市中央区南船場二丁目3番2号
- 5 落札金額
69,660,000円（うち消費税及び地方消費税の額5,160,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成28年9月23日

和歌山県告示第1319号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年11月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
 - (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流及び急傾斜地の崩壊
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
中谷（1-201-1-005）、城谷谷（1-201-1-006）、大池下谷（1-201-1-007）、梅原（I-272）、貴志中（2）（I-273）、貴志中（I-2142）、梅原（2）（I-3413）、中（2）（I-3585）、梅原（301）（III-1053）、中（306）（III-1054）、梅原（302）（III-1055）、梅原（303）（III-1056）、梅原（304）（III-1057）、梅原（306）（III-1059）、中（101）（I-30011）、中（105）（I-30012）、梅原（101）（II-30034）、梅原（102）（II-30035）、梅原（103）（II-30036）、梅原（104）（II-30037）、中（102）（II-30038）、中（103）（II-30039）、中（104）（II-30040）、栄谷（I-2143）、栄谷（2）（I-3415）、栄谷（3）（I-3416）、栄谷（4）（I-3592）、栄谷（7）（II-2135）
 - (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図書のとおり
 - (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「施行令」という。）で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

梅原(105) (I-30013)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1320号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年11月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

堂ノ前川(5-382-1-067-1)、堂ノ前川(5-382-1-067-2)、西川右支溪(5-382-1-068)、岡田(5-382-1-069)、広ヶ瀬(5-382-1-070)、西川左支溪(5-382-1-071)、井戸ノ谷川(5-382-1-072)、油川谷(5-382-1-073-1)、油川谷(5-382-1-073-2)、柏谷(5-382-1-074)、西川左支溪(5-382-1-076)、平畑(5-382-1-077)、猿谷(5-382-2-088)、西川右支溪(5-382-2-089)、岡田(5-382-2-091)、岡田(5-382-2-092)、落合(5-382-2-096)、落合(5-382-2-097)、落合(5-382-2-098)、金刀比羅(5-382-2-099-1)、金刀比羅(5-382-2-099-2)、鹿ヶ瀬(5-382-2-100)、鹿ヶ瀬(5-382-2-101-1)、鹿ヶ瀬(5-382-2-101-2)、鹿ヶ瀬(5-382-2-102)、宮木谷(5-382-2-103)、西川左支溪(5-382-2-104)、西川左支溪(5-382-2-105)、西川左支溪(5-382-2-106-1)、西川左支溪(5-382-2-106-2)、西川左支溪(5-382-2-106-3)、西川左支溪(5-382-2-106-4)、西川左支溪(5-382-2-106-5)、西川左支溪(5-382-2-106-6)、西川左支溪(5-382-2-107)、西川左支溪(5-382-2-108)、井戸ノ谷(5-382-2-109)、井戸ノ谷(5-382-2-110)、西川左支溪(5-382-2-111)、柏谷(5-382-2-112)、西川左支溪(5-382-2-113)、西川左支溪(5-382-2-114)、雨司本(5-382-2-115)、西川左支溪(5-382-2-116)、下久保(5-382-3-003)、阿尾1(5-382-1-025)、阿尾2(5-382-1-026)、阿尾3(5-382-1-027)、川ノ上川(5-382-1-028)、阿尾4(5-382-1-029)、阿尾5(5-382-1-030)、阿尾6(5-382-1-031)、小谷(5-382-1-033)、小谷(5-382-1-034)、小谷(5-382-1-035)、志賀川左支溪(5-382-1-059)、西川右支溪流(5-382-1-060)、阿尾7(5-382-2-016)、阿尾8(5-382-2-017)、阿尾9(5-382-2-018)、阿尾10(5-382-2-019)、小谷(5-382-2-020)、小谷(5-382-2-021)、小谷(5-382-2-022)、小谷(5-382-2-023)、西川右支溪流(5-382-2-071)、尾崎原(I-932)、上久保(I-933)、東早成1(I-935)、油河(I-3927)、原谷7(I-50171)、原谷8(I-50172)、

新出1(Ⅱ-4039)、東早成2(Ⅱ-4040)、爰谷(Ⅱ-4041)、披喜(Ⅱ-4042)、西早成(Ⅱ-4043)、戸ノ木1(Ⅱ-4044)、戸ノ木2(Ⅱ-4045)、大前(Ⅱ-4046)、富安(Ⅱ-4047)、高皿(Ⅱ-4048)、堂ノ前(Ⅱ-4049)、神田(Ⅱ-4051)、岩ノ谷1(Ⅱ-4052)、原谷1(Ⅱ-50223)、原谷2(Ⅱ-50224)、原谷3(Ⅱ-50225)、原谷4(Ⅱ-50226)、原谷5(Ⅱ-50227)、原谷6(Ⅱ-50228)、原谷10(Ⅱ-50229)、原谷9(Ⅱ-50235)、新出2(Ⅲ-2521)、東早成3(Ⅲ-2522)、奥早成(Ⅲ-2523)、口橋谷(Ⅲ-2524)、幸神(Ⅲ-2528)、古屋谷(Ⅲ-2529)、槌王子前(Ⅲ-2530)、阿尾(Ⅰ-954)、後向(Ⅰ-955)、州野(Ⅰ-956)、小代(Ⅰ-957)、下出(Ⅰ-958)、三又(Ⅰ-3935)、尾崎2(Ⅰ-3941)、向井濱(Ⅰ-3944)、岡ヶ峯(Ⅰ-3945)、小谷1(Ⅰ-3946)、小谷2(Ⅰ-3947)、下出(Ⅰ-3948)、西首(Ⅰ-3949)、山本(Ⅱ-4072)、大代(Ⅱ-4098)、下出、御野脇(Ⅱ-4101)、高家1(Ⅱ-50216)、阿尾1(Ⅱ-50217)、阿尾3(Ⅱ-50219)、阿尾4(Ⅱ-50220)、阿尾5(Ⅱ-50221)、大ノ田(Ⅲ-2551)、釜ヶ内(Ⅲ-2552)、池田1(Ⅰ-50173)、池田2(Ⅱ-50230)、池田3(Ⅱ-50231)、池田4(Ⅱ-50232)、池田5(Ⅱ-50233)、池田6(Ⅱ-50234)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

福正寺川(5-382-1-075)、岡田(5-382-2-090)、小谷(5-382-1-032)、志賀川左支溪(5-382-1-058)、井谷(Ⅱ-4102)、阿尾2(Ⅱ-50218)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1321号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年11月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

露谷(5-386-1-003)、日高川右支溪(5-386-1-004-1)、日高川右支溪(5-386-1-004-2)、日高川右支溪(5-386-1-004-3)、池の谷(5-386-1-007)、コン谷(5-386-2-003)、日高川右支溪(5-386-

2-004)、日高川右支溪(5-386-2-005)、大津呂(I-1054)、下郷原(I-1058)、露谷(II-4424)、阿田木1・阿田木(II-4430)、皆瀬打尾2(II-4458)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

梅坂谷(5-386-1-005)、日高川右支溪(5-386-2-002)、堂ノ前・霧谷(I-1056)、北谷2(I-1065)、梅坂(I-1066)、下越方(I-1069)、阿田木(I-3997)、皆瀬打尾(I-3998)、皆瀬皆瀬・下郷原(II-4427)、皆瀬(101)(II-50252)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1322号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年11月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

殿山(6-405-1-026)、殿山谷(6-405-1-027)、下滝(6-405-1-028)、市鹿野滝(6-405-1-029)、上地(6-405-1-031)、大1(6-405-1-033)、大2(6-405-2-018)、小山1(6-401-1-040)、小山2(6-401-1-041)、高井(6-401-1-042)、市鹿野葛原(II-6624)、殿山3(II-6632)、栄(I-1573)、栄小山(I-4331)、栄(2)(II-5909)、栄高井1(II-5910)、栄高井2(II-5911)、栄高井3(II-5912)、栄高井4(II-5913)、栄高井7(III-3328)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建

設部並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

寺の腰川（6-401-1-030）、市鹿野温井地（6-405-1-030）、山ヶ谷（6-405-1-032）

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

入 札 公 告

情報セキュリティ強化対策業務（第二次構築及び運用保守）委託に係る調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成28年11月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成28年度から平成33年度まで

(2) 業務の名称

情報セキュリティ強化対策業務（第二次構築及び運用保守）委託

(3) 業務の内容

庁内で保有する情報資産の情報セキュリティ対策強化業務において整備するシステムの構築及び運用保守

(4) 業務担当部局

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(5) 業務の期間

契約締結日から平成33年9月30日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

平成28年和歌山県告示第1313号で定めた情報セキュリティ強化対策業務（第二次構築及び運用保守）委託に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(2) 期間

平成28年11月22日（火）から平成29年1月4日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前1

0時から午後5時まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)と同じ。

(2) 期間

3の(2)と同じ。

(3) 交付された入札説明書に対して質問がある者は、平成28年11月28日（月）午前9時から同月30日（水）午後5時までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館5階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

イ 入札日時

平成29年1月5日（木）午後2時

ウ 開札場所

アと同じ。

エ 開札日時

イと同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成29年1月5日（木）午前9時30分までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のいずれかが納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のいずれかが納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2401

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Secondary construction, operation and maintenance of the system for the enhancement of information security ; Complete Set

- (2) Date and time for tender :

2:00 p.m. 5 January 2017 (Deadline for bids submitted by mail 9:30 a.m. 5 January 2017)

- (3) Contact point for the notice :

Information and Communication Policy Division, Wakayama Prefectural Government

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2401

FAX 073-428-1136

e-mail e0204001@pref.wakayama.lg.jp